

# 龍ヶ崎地域コミュニティニュース

## 龍ヶ崎小学校区における「地域コミュニティ」の形成に向けて【最終報告】

私たちの龍ヶ崎小学校区は、龍ヶ崎市の中心として古くからの歴史や文化を継承し、祭りをはじめ多くの人を集める行事が開催されるとともに、竜ヶ崎警察署や龍ヶ崎消防署、教育施設なども数多く立地し、広域的な拠点として重要な役割を担っています。しかし、以前は当たり前だった地域のつながりが希薄になりつつあると共に少子高齢化が進む中、安全・安心に暮らすために解決しなければならない様々な課題があります。

これらの課題の解決に向けては、行政主体の対応だけでは限界があることから、地域に住む私たち住民の力が真に求められています。

現在、龍ヶ崎市は、市内13のコミュニティセンターを活動の拠点とする中核的な地域コミュニティの形成を主要施策の一つに位置づけており、区や自治会、コミュニティセンター活動推進協議会を中心に地域活動を行う各種団体が、地域における情報や課題を共有化しながら、連携協力できる組織づくりを目指しています。

龍ヶ崎小学校区においても、地域コミュニティの設立について具体的検討を進めるための「龍ヶ崎小学校区内地域コミュニティ設立準備会」を設置し、平成24年7月から話し合いを進めてきました。これまで17回の会議などを重ね、最終的な案がまとまりましたのでご報告します。



般若院シダレ桜

### 〔龍ヶ崎小学校区内地域コミュニティ設立準備会における会議などの開催経過〕

開催日	会議名称	主な協議内容
7/10	第1回役員会	設立準備会のスケジュール・会則など
8/2	第2回役員会	地域コミュニティ協議会の組織案
8/21	第1回全体会	地域への補助金など
9/2	住民自治組織の代表者を対象とした説明会	設立準備会委員の選出方法 住民自治組織への補助制度の変更
9/25	第2回全体会	地域コミュニティ協議会の予算案など
10/30	第3回全体会	地域コミュニティ協議会の活動内容など
11/12	防犯部・防災部第1回事業検討会	防犯部・防災部の事業検討ワークショップ
11/21	福祉部第1回事業検討会	福祉部の事業検討ワークショップ
11/27	防犯部・防災部第2回事業検討会	防犯部・防災部の事業検討ワークショップ
12/4	福祉部第2回事業検討会	福祉部の事業提案
12/19	防犯部・防災部第3回事業検討会	防犯部・防災部の事業と予算
1/16	福祉部第3回事業検討会	福祉部の事業提案
1/29	防犯部・防災部第4回事業検討会	防犯部・防災部の事業と予算
2/15	福祉部第4回事業検討会	福祉部の事業と予算
2/22	第4回全体会	防犯部・防災部・福祉部の事業と予算など
3/6	龍ヶ崎・龍ヶ崎西地区合同視察研修会	視察先：埼玉県鶴ヶ島市 「鶴ヶ島第二小学校区地域支え合い協議会」
3/26	第5回全体会	地域コミュニティ協議会設立総会への提出資料案

# 地域活動のより一層の活性化に向けて、一步踏み出そう！ ～コミュニティ協議会のスタートにあたって～

龍ヶ崎小学校区内地域コミュニティ設立準備会 会長  
龍ヶ崎コミュニティセンター活動推進協議会 会長  
上町上区長 竹中 邦夫

龍ヶ崎地域コミュニティ協議会の設立総会が、きたる4月20日（土）に龍ヶ崎コミュニティセンターで開催される予定です。昨年7月から始まり、およそ9か月間にわたり検討されてきた龍ヶ崎小学校区の地域コミュニティの組織がかたちとなり、地域で活動する様々な団体や住民の皆さんの知恵と力を結集して、新しい組織のもと、地域課題を解決する取り組みが行われることとなります。

龍ヶ崎地区では、すでに様々な団体や住民の皆さんにより活発な地域活動が行われています。龍ヶ崎小学校区内地域コミュニティ設立準備会では、こういった方々が情報や課題を共有化しながら、連携協力できる組織づくりを目指すとともに、地域として支援できること、取り組むべきことは何か？といった話し合いを行ってきました。

龍ヶ崎地域コミュニティ協議会では、コミュニティセンター活動推進協議会の組織（総務部・文化部・体育部・広報部）を基に、防犯部、防災部、福祉部を新たに設置し、「安全安心で災害に強く、お互いに支え合い、人と人のつながりと伝統文化を大切にしながら、魅力ある地域づくり」に取り組んでまいります。まずは自分たちで無理なくできることから着実な一步を踏み出して、地域活動のより一層の活性化を図ってまいりたいと考えておりますので、引き続き皆様方のご理解、ご協力をお願いいたします。

## 龍ヶ崎小学校区内地域コミュニティ設立準備会委員

氏名	役職	備考 (H25.3月現在)	氏名	役職	備考 (H25.3月現在)
竹中 邦夫	会長	上町上区長/協議会会長	海田 和宏	委員	砂町上区長/協議会広報部員
名島 富三郎	副会長	緑町町内会長/協議会体育部部长	寺田 貞子	委員	協議会副会長
宮本 啓介	副会長	上町下区長/協議会総務部副部长	篠塚 衛	委員	協議会総務部員
菊池 孝	会計	協議会幹事	菅井 悦子	委員	協議会文化部員
鈴木 敏正	監事	協議会監事	土屋 正孝	委員	下町上南自治会長/協議会体育部員
野口 金衛	監事	協議会監事	坂巻 孝郎	委員	下町東第1区長/協議会体育部員
小室 禎男	委員	出し山1区長/協議会体育部員	浅野 好紀	委員	協議会副会長
山崎 秀明	委員	協議会副会長	井川 静雄	委員	協議会体育部副部长
笠間 吉一	委員	協議会文化部員	宮田 福夫	委員	協議会広報部部长
倉科 忠則	委員	協議会広報部副部长	平本 良輝	委員	城下町内会長/協議会総務部員
中村 旭	委員	根町北区長/協議会広報部員	鴨田 善正	委員	協議会体育部員
山内 幸政	委員	根町下区長/協議会広報部員	吉田 晃三	委員	横町町内会長/協議会文化部員
瀬尾 雄三	委員	協議会幹事	西田 紀男	委員	田町町内会長//協議会体育部員
岡田 光男	委員	協議会文化部副部长	佐藤 明夫	委員	富士見1区長/協議会総務部員
菅谷 正義	委員	栄町町内会長/協議会文化部員	寺崎 袈裟枝	委員	民生委員児童委員
圓城寺 正夫	委員	協議会総務部部长	大久保 幸雄	委員	民生委員児童委員
巢籠 利夫	委員	民生委員児童委員/協議会文化部員	木村 正	委員	コミュニティセンターセンター長
島田 昌男	委員	野原町内会長/協議会文化部部長	日下部かなえ	委員	コミュニティセンター副センター長

※協議会：龍ヶ崎コミュニティセンター活動推進協議会

# 龍ヶ崎地域コミュニティ協議会規約（案）

（名称及び事務所）

第1条 本会は、龍ヶ崎地域コミュニティ協議会（以下「協議会」という。）と称し、事務所を龍ヶ崎市龍ヶ崎コミュニティセンター（以下「コミュニティセンター」という。）内に置く。

（目的）

第2条 協議会は、龍ヶ崎地区の歴史や伝統を大切にしながら住民相互のつながりを深めるとともに、地域で活動する各種団体等が情報を共有し、連携協力して地域の課題解決を図ることによって、明るく住みよい地域社会を構築することを目的とする。

（事業）

第3条 協議会は、前条に規定する目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 生涯学習の推進及び住民相互の交流・親睦に関すること。
- (2) 安全・安心なまちづくりに関すること。
- (3) 住民の健康増進及び地域福祉の推進に関すること。
- (4) 住民自治組織間の連絡調整及び住民自治組織活動の支援に関すること。
- (5) その他協議会の目的達成に必要と認められること。

（構成）

第4条 協議会は、次の各号に掲げる者のうち、第2条に規定する目的に賛同する者（以下「委員」という。）をもって構成する。

- (1) 龍ヶ崎地区内の住民自治組織の代表者
- (2) 龍ヶ崎地区内に活動の拠点を置く各種団体、行政委員及び行政機関の代表者
- (3) 前2号に掲げる者が推薦する者
- (4) その他役員会の承認を得た者

（役員）

第5条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名
- (3) 会計 2名
- (4) 部長 各部1名
- (5) 副部長 各部1名
- (6) 監事 2名

2 役員は、第10条に規定する総会において承認を得るものとする。

3 会長、副会長及び会計は、部長又は副部長を兼務することができる。

（役員の仕事）

第6条 役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその仕事を代行する。
- (3) 会計は、協議会の会計業務を行う。
- (4) 部長は、第14条に規定する専門部を総括する。
- (5) 副部長は、部長を補佐し、部長に事故あるときはその仕事を代行する。
- (6) 監事は、協議会の会計を監査する。

（委員及び役員の仕事）

第7条 委員及び役員の仕事は2年とし、再任を妨げない。

2 欠員が生じた場合における補欠役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

（顧問）

第8条 会長は、第12条に規定する役員会の承認を得て顧問を置くことができる。

2 顧問は、会長の求めに応じて協議会の運営等について助言及び提言を行うが、議決権は有しないものとする。

3 顧問の仕事は2年とし、再任を妨げない。

（会議）

第9条 協議会の会議は、総会及び役員会とし、会長が招集する。

（総会）

第10条 総会は、定期総会及び臨時総会とし、第4条に規定する委員をもって構成する。

- (1) 定期総会は、年1回開催する。
- (2) 臨時総会は、会長が必要と認めるとき又は委員の3分の2以上から請求があったときに開催する。
- 2 総会は、委員の過半数の出席をもって成立する。
- 3 総会の決議は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 総会の議長は、会長となる。

(総会の決議事項)

第11条 総会は、次の各号に掲げる事項を決議する。

- (1) 規約の制定及び改廃に関する事項
- (2) 事業計画及び事業報告に関する事項
- (3) 予算及び決算に関する事項
- (4) 役員承認に関する事項
- (5) その他協議会の運営に関する重要な事項

(役員会)

第12条 役員会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 第5条に規定する役員
- (2) 第4条に規定する委員である住民自治組織の代表者
- (3) 第8条に規定する顧問
- 2 役員会は、役員過半数の出席をもって成立する。
- 3 役員会の決議は、出席した役員過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 役員会の議長は、会長となる。

(役員会の決議事項)

第13条 役員会は、次の各号に掲げる事項を決議する。

- (1) 総会に付議する事項
- (2) 事業の企画及び運営に関する事項
- (3) 委員及び顧問承認に関する事項
- (4) その他会長が必要と認める事項

(専門部)

第14条 第3条に規定する事業を実施するため、協議会に次の専門部を置く。

- (1) 総務部
- (2) 文化部
- (3) 体育部
- (4) 広報部
- (5) 防犯部
- (6) 防災部
- (7) 福祉部
- 2 専門部は、第4条に規定する委員をもって構成する。
- 3 専門部に部長及び副部長を置く。
- 4 専門部は、当該専門部の部長が招集する。

(事務局)

第15条 協議会に事務局を置く。

- 2 事務局は、コミュニティセンター職員をもって構成する。
- 3 事務局は、協議会の庶務を行う。

(経費)

第16条 協議会の経費は、補助金その他の収入をもってこれに充てる。

(会計年度)

第17条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(情報公開)

第18条 協議会の会計内容等は、原則として公開する。

(補則)

第19条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、役員会の決議を経て会長が別に定める。

付 則

この規約は、平成25年4月20日から施行する。

## 平成25年度収支予算（案）

### 収入の部

区 分	予算額	備 考
1 市補助金	3,328,500 円	基本額 100 万円＋戸数割⑤500 円×4,657 戸
2 雑収入	500 円	預金利子等
計	3,329,000 円	

### 支出の部

区 分	予算額	備 考
1 総務部	115,000 円	視察研修 45,000 円、餅つき大会 70,000 円
2 文化部	270,000 円	展覧会 220,000 円、囲碁将棋大会 50,000 円
3 体育部	115,000 円	ペタンク輪投げ大会 50,000 円 歩け歩け大会 65,000 円
4 広報部	20,000 円	広報紙作成 20,000 円
5 防犯部	300,000 円 <u>(新規事業)</u>	防犯パトロール 小学生登下校時の見守り支援 } 290,000 円 防犯講習会の開催 10,000 円
6 防災部	300,000 円 <u>(新規事業)</u>	小学校区での防災訓練 150,000 円 防災用資器材などの点検・購入 150,000 円
7 福祉部	300,000 円 <u>(新規事業)</u>	ご近所見守り・声かけ運動 あいさつ・声かけ運動 290,000 円 高齢者等宅の見守り 10,000 円
8 各種教室・講座	321,300 円	粘土教室 44,100 円、そば打ち教室 12,600 円 キムチ作り教室 12,600 円、和菓子教室 37,800 円 童謡唱歌教室 0 円、フライングディスク教室 0 円 〇〇教室 18,900 円(検討中) らくらくストレッチ体操講座 50,400 円 フラワーアレンジメント講座 50,400 円 ワンコイン料理講座 44,100 円 かな書道講座 50,400 円
9 住民自治組織活動支援	1,500,000 円 <u>(新規事業)</u>	各住民自治組織の申請に基づき支出 上限額＝基本額 21,000 円＋戸数割 210 円×戸数
10 事務費	58,500 円	
11 環境整備費	15,500 円	コミュニティセンター内外の整備費用
12 予備費	13,700 円	
計	3,329,000 円	

※上記予算を流用する場合は、役員会の承認を得るものとする。

#### 《龍ヶ崎地域コミュニティ協議会の設立に伴い、市から交付される補助金などの流れが変わります!》

各住民自治組織の申請に基づき交付された「地域づくり補助金（基本額3万円＋戸数割300円）」とコミュニティセンターへの予算「活動推進協議会補助金（70万円）」及び「講座講師謝礼（20万円）」が廃止され、龍ヶ崎地域コミュニティ協議会へ地域コミュニティ補助金が交付されます！

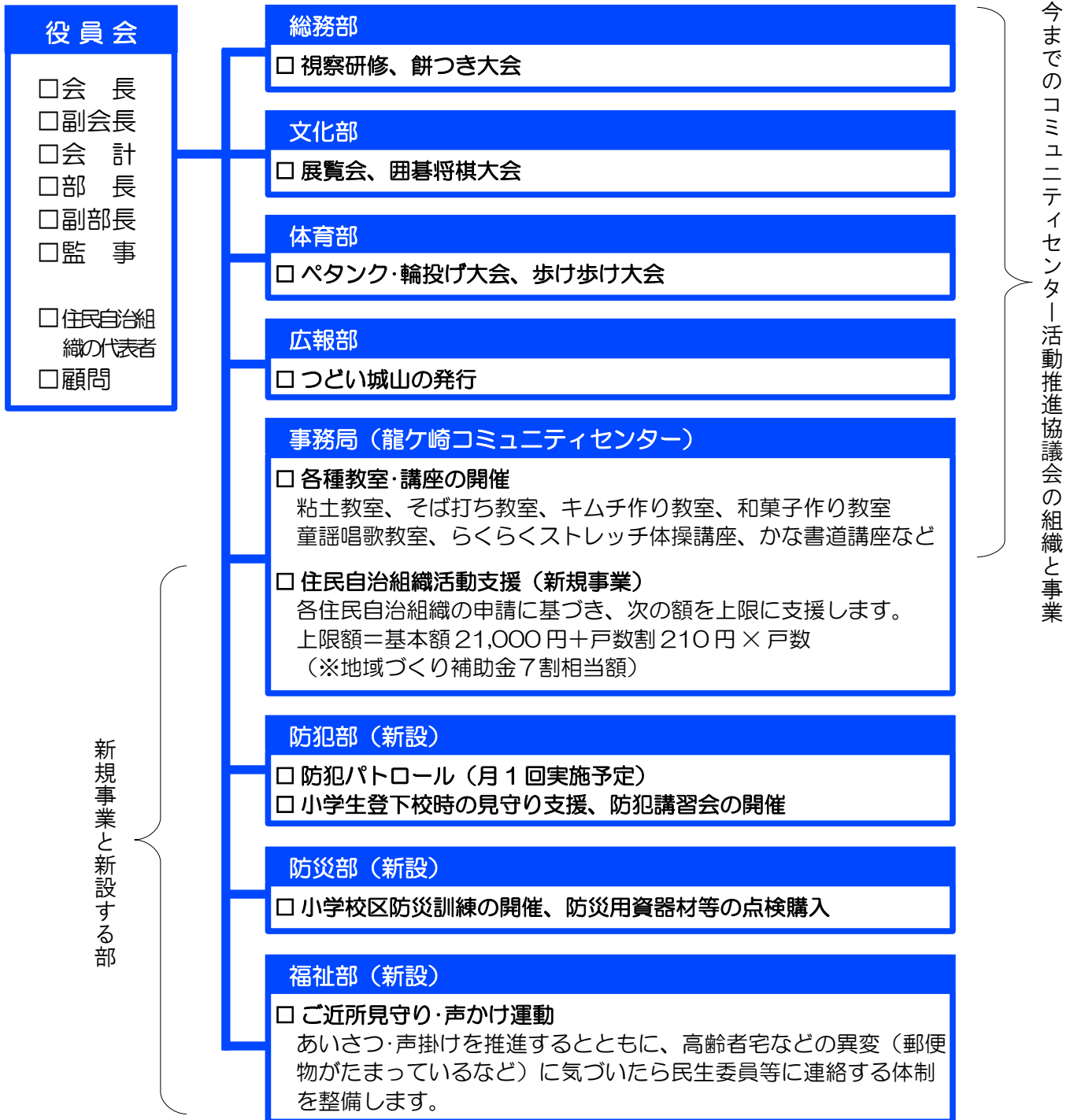
**地域コミュニティ補助金＝基本額 100 万円＋（戸数割 500 円 × 戸数）**

※ H24. 4. 1 現在の龍ヶ崎地区の戸数に基づいて試算した地域コミュニティ補助金額 3,328,500 円  
（基本額 100 万円＋戸数割 500 円 × 4,657 戸）



## 新たな組織の名称は「龍ヶ崎地域コミュニティ協議会」 4月からスタート！

龍ヶ崎小学校区における中核的なコミュニティ組織は、龍ヶ崎コミュニティセンター活動推進協議会の組織を基に、防犯部・防災部・福祉部を新たに設置してスタートすることになりました。龍ヶ崎地域コミュニティ協議会の組織図と主な活動内容を紹介します。



### 『平成25年度より地域担当職員が配置されます！』

龍ヶ崎地域コミュニティ協議会（以下「協議会」という。）が設立されると、協議会と龍ヶ崎市が対等の立場で地域コミュニティの活動を推進する仕組みとして、龍ヶ崎市役所より地域担当職員が配置されます。地域担当職員は、協議会の会合に参加し、地域の実情やニーズを把握しながら、地域と市役所関係課とのパイプ役となって、地域課題を解決するために協力や提案を行います。また、協議会が活動するために必要な行政情報を提供します。

地域担当職員は、龍ヶ崎市役所の課長級職員1名がサポーター長として、課長補佐級職員1名が副サポーター長として、一般職員3名程度がサポーターとして配置されます。

なお、地域担当職員はコミュニティセンターに常駐するものではありません。